

令和8年4月1日現在の条文

○吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

平成20年9月19日条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条第3項及び第4項の規定に基づき、吹田市議会議員(以下「議員」という。)の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議員報酬の月額は、次のとおりとする。

- (1) 議長 740,000円
- (2) 副議長 700,000円
- (3) 前2号に掲げる者以外の議員 650,000円

第3条 議員報酬は、議員となった日から支給するものとし、議員となった月については、日割により支給する。

2 任期満了、辞職、失職、死亡その他の理由により議員でなくなった場合の議員報酬は、その日までの分を日割により支給する。

3 職務の異動があった月分の議員報酬の額は、異動前の職務における議員報酬の月額を日割にした額の合計額とする。この場合において、同一の日に複数の職務にあったときの同日についての日割による計算の基礎となる議員報酬の月額は、異動前の職務における議員報酬の月額とする。

第4条 議員が疾病その他の理由により同一の任期中の連続する3回以上の吹田市議会の定例会(以下「定例会」という。)及び当該連続する3回以上の定例会の間に開かれた会議等(吹田市議会の臨時会、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに地方自治法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場をいう。以下同じ。)の全てを欠席した場合の議員報酬の月額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する議員報酬の月額に、次の各号に掲げる連続して欠席した定例会の回数の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 3回 100分の80
- (2) 4回 100分の60
- (3) 5回 100分の40
- (4) 6回 100分の20

(5) 7回以上 0

2 前項の規定は、当該連續して欠席した定例会のうちの最後の定例会の会期の末日の属する月の翌月から定例会又は会議等に出席した日の属する月の前月までの間の議員報酬について適用する。

3 定例会又は会議等を欠席した理由が次の各号のいずれかに該当するときは、前2項の規定は、適用しない。

(1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年吹田市条例第37号）の規定により認定された公務上の災害又は通勤による災害

(2) 前号に掲げる理由に準ずるものとして議長が認める理由

第5条 議員報酬は、毎月20日に支給する。ただし、その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日の直前の日曜日等でない日に支給する。

（費用弁償）

第6条 議員がその職務を行うため旅行するときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、吹田市旅費条例（昭和26年吹田市条例第136号）第5条第2項第1号に掲げる者の例による。

（期末手当）

第7条 議員の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ議員である者に対して支給する。基準日前1箇月以内に任期満了、辞職又は死亡により議員でなくなった者についても、同様とする。

2 前項の期末手当の額は、それぞれその基準日現在（任期満了、辞職又は死亡により議員でなくなった者にあっては、任期満了、辞職又は死亡の日現在）における期末手当基礎額（その者の議員報酬の月額（第4条の規定の適用がある場合には、その適用後の額。以下この項において同じ。）に、その月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。）に100分の220を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の90

(3) 4箇月以上5箇月未満 100分の70

(4) 3箇月以上4箇月未満 100分の50

(5) 2箇月以上3箇月未満 100分の30

(6) 1箇月以上2箇月未満 100分の20

(7) 1箇月未満 100分の10

第8条 議員の期末手当は、一般職の職員の期末手当の支給日に支給する。

(この条例に定めのない事項)

第9条 議員報酬、費用弁償及び期末手当に関し、この条例に定めのない事項については、一般職の職員の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(平成21年6月に支給する期末手当の特例)

2 平成21年6月に支給する期末手当の額の算定に限り、第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の212.5」とあるのは、「100分の192.5」とする。

附 則（省略）

附 則（令和4年12月28日条例第44号）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（吹田市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第6条の3第1項及び第28条第4項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の吹田市特別職の職員の給与に関する条例（以下「第3条改正後特別職給与条例」という。）及び第5条の規定による改正後の吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「第5条改正後議員報酬条例」という。）の規定は令和4年4月1日から、第1条の規定（給与条例第6条の3第1項及び第28条第4項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は同年10月1日から適用する。

(給与等の内扱)

3 第1条の規定による改正後の給与条例、第3条改正後特別職給与条例又は第5条改正後議員報酬条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与、第3条の規定による改正前の吹田市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第5条の規定による改正前の吹田市議会議員の議員報酬、費用弁

償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与、第3条改正後特別職給与条例の規定による給与又は第5条改正後議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則（令和8年1月8日条例第1号）

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(以下省略)

附 則（令和8年1月8日条例第5号）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の吹田市特別職の職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後特別職給与条例」という。）及び第3条の規定による改正後の吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「第3条改正後議員報酬条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 第1条改正後特別職給与条例及び第3条改正後議員報酬条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の吹田市特別職の職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ第1条改正後特別職給与条例又は第3条改正後議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。